

原町第三中学校いじめ防止基本方針

南相馬市立原町第三中学校

I 基本方針

1 いじめについて

(1) いじめの定義

学校の内外を問わず、一定の人的関係のある者から、心理的・物理的な影響を与える行為により対象となった生徒が心身の苦痛を感じているもの。(インターネット・携帯電話を通じて行われるものを含む。)

【いじめ防止対策推進法】

(2) いじめの態様

- ① 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、いやなことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ インターネットや携帯電話で、誹謗中傷や嫌なことをされる。

※ 次の事案に関しては、要注意事項とし、把握した時点で第1報を教育委員会へ報告する。

- ・ 保護者からいじめの報告がある。
- ・ けんか、トラブル、悪口等が原因で欠席する。
- ・ けがをさせられる。
- ・ お金を要求されたり、おごるように言われたりする。
- ・ 持ち物をよこすように言われる。
- ・ お金や持ち物を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ・ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、無理やりさせられたりする。
- ・ パソコンや携帯電話・スマートフォンなどで悪口を書かれたり、嫌なことをされたりする。
- ・ その他、学校で要注意事項と判断した案件

2 いじめの理解

(1) いじめの構造

いじめは、いじめる側といじめられる側という二者関係だけで成立しているのではなく、「観衆」としてはやし立てたり面白がったりする存在や、周辺で暗黙の了解を与えている「傍観者」の存在によって成り立つことが多い。傍観者の中からいじめを抑止する「仲裁者」が現れるような学級・学校経営を行う。

(2) 配慮を必要とする生徒について

日常的に当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。

- ・ 発達障がいを含む障がいがある生徒（個々の生徒の障がい理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用した情報共有を行う。当該の生徒のニーズや特性を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。）
- ・ 外国から帰国した生徒や外国人の生徒、国際結婚の保護者を持つなど外国につながる生徒（外国人生徒等に対する理解を促進するとともに学校全体で注意深く見守り、必要な支援を行う。）
- ・ 性同一障がいや性的指向・性自認に係る生徒（教職員の正しい理解の促進や学校として必要な対応について周知する。）
- ・ 東日本大震災により被災した生徒又は原子力発電所事故により避難している生徒（被災生徒が受けた心身への多大な影響や慣れない環境への不安感等を教職員が十分に理解し、当該生徒に対する心のケアを適切に行い、細心の注意を払う。）

3 いじめに対する基本認識

「いじめはどの学校でも、どの学級でも、どの子どもにも起こり得る」という認識をもつ。

- (1) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学級・学校をつくる。
- (2) いじめられている子どもの立場に立ち、絶対に守り通す。
- (3) いじめている子どもに対しては、毅然とした対応と粘り強い指導を行う。
- (4) 保護者との信頼関係づくり、地域や関係機関との連携協力を努める。

4 未然防止に向けて

学校は、人権尊重の精神に基づく教育活動を展開するとともに、子どもたちの主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 道徳、特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。
 - ・ 授業参観等による道徳の授業公開
 - ・ 人権教室の開催
 - ・ いじめ防止スローガン
- (2) 子どもがいじめ問題を自分のこととして考え、自ら活動できる集団づくりに努める。
 - ・ 生徒会による「いじめ撲滅宣言」、いじめ防止ポスター作成
- (3) 学校生活や学校外生活での悩みの解消を図るために、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の活用を図る。

- (4) 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。
- (5) 常に危機感をもち、いじめ問題への取り組みを定期的に点検して、改善充実を図る。
- (6) 教員研修の充実、いじめ相談体制の整備を行う。
 - ・ いじめに関する研修ツールの活用
- (7) インターネット、携帯電話を通じて行われるいじめを防止するためにインターネットやSNSに関する指導の充実を図るとともに必要な啓発活動を行う。
- (8) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。

5 早期発見に向けて

いじめは、大人の目の届きにくい所で発生しており、学校、家庭、地域社会で実態把握に努める。

- (1) 子どもの声に耳を傾ける。(個別面談、アンケート調査、h y - Q U検査、生活ノート等)
- (2) 子どもの行動を注視する。(表情や言動、友人関係、出欠席状況等)
- (3) 保護者と情報を共有する。(電話、連絡ノート、家庭訪問、P T Aの諸会議等)
- (4) 地域と日常的に連携する。(関係機関との情報共有、学校評議員、小・中学校の情報交換等)

6 早期解決に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する子どもや保護者が納得する解消を目指す。また、南相馬市教育委員会学校教育課へ報告する。

- (1) いじめられている子どもや保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 学級担任等が抱え込むことのないように、学校全体で組織的に対応する。
- (3) 事実に基づき、子どもや保護者に説明責任を果たす。
- (4) いじめる子どもには、行為の善悪をしっかりと理解させ、反省・謝罪をさせる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、早期に南相馬警察署生活安全課に相談して協力を求める。
- (6) インターネット、携帯電話等によるいじめが生じた時は、関係機関と連携し、いじめに係る情報の削除を求める。

7 いじめの解消

- (1) いじめの解消の判断は、①いじめに係る行為が止んでいること、②被害生徒が心身の苦痛を感じていないことの2つの要件を満たしていることとする。
- (2) いじめの解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する。
- (3) いじめの解消については、いじめが止んでいる状態が3ヶ月(要注意事案6ヶ月)継続していること、被害生徒本人及び保護者に対していじめがないかどうかを面談等により確認する。いじめが解消した後、被害生徒、加害生徒を日常的に注意深く観察し、その保護者と継続的な連絡を行う。

8 いじめ防止対策

(1) 基本的な考え方

- 発見、通報を受けた場合は、すぐに報告する。
- 被害生徒やいじめを知らせた生徒の安全を守る。
- 教職員の共通理解を図り、教育的配慮のもと毅然とした態度で加害生徒を適切に指導する。
- 保護者への連絡、教育委員会への連絡・相談を行い、事案においては、いじめ防止対策会議を開催したり関係機関・専門機関と連携したりして組織的に対応する

(2) いじめ防止対策の流れ

観察・情報収集・実態把握等	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康観察、休み時間、授業、給食時、部活動等における生徒の様子を観察する。 ○ 管理職による校舎内巡視を行う。 ○ 「いじめアンケート」を毎月(25日頃)、生徒に実施する。 ○ 「いじめアンケート」を隔月で保護者に実施する。 ○ スクールカウンセラーとの情報交換を図る。 ○ 生徒指導全体会や特別支援教育全体会、職員会議、職員打合せ、校務運営委員会において特別な支援を要する生徒、気になる生徒等の情報交換を行う。 ○ 全生徒との教育相談を8月に実施する。 ○ 三者面談を12月に実施する。 ○ h y - Q U検査を2回実施する。(5月、10月) ○ 学校評議員、P T A役員等との連携を図る。(学校評議員会、いじめ問題対策連絡協議会)
実態分析 対策検討	<ul style="list-style-type: none"> ○ 迅速に収集した情報を分析し、状況を把握する。 ○ 様々な情報や過去の記録から対策を迅速に検討する。 ○ 保護者との連携を図り、状況と対策を共有する。

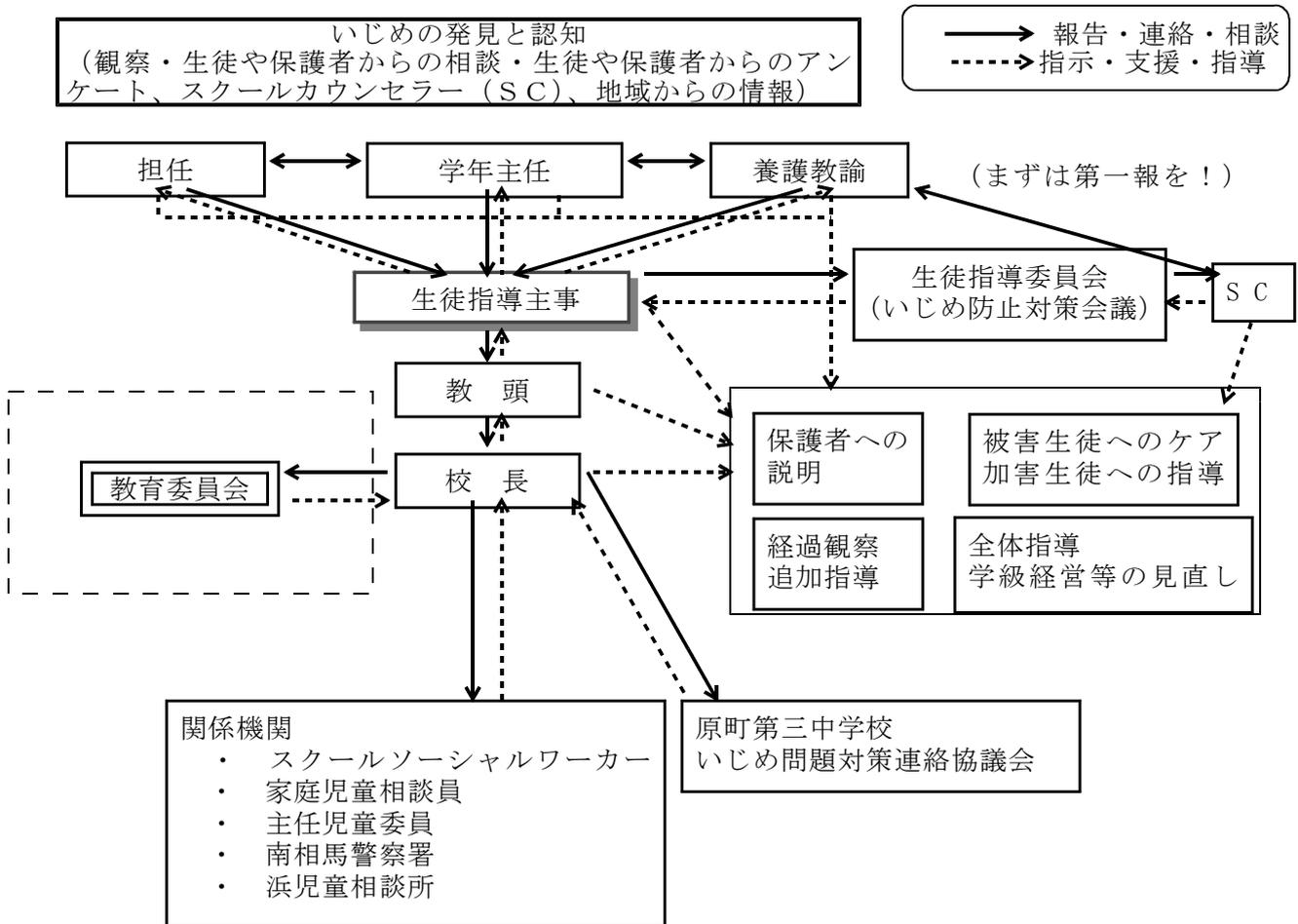


迅速な対策実施	<ul style="list-style-type: none"> ○ 決定した対策を関係職員で実施する。
----------------	---



状 況 報 告	<ul style="list-style-type: none"> ○ 途中経過を含めて状況を校長に報告し、次の対策を検討する。教育委員会に報告する。注意事項に関しては、すぐに第一報を教育委員会へ報告する。 ○ 保護者と途中経過の状況や次の対策を共有する。
事 後 指 導	<ul style="list-style-type: none"> ○ 当事者及び学級、学校全体で事後の指導を行い、再度発生することのないようにする。
事 後 処 理	<ul style="list-style-type: none"> ○ その後の様子を観察するとともに、いじめの解消が確認されるまで、定期的に保護者に連絡をとる。 ○ 関係機関や地域への啓発活動に努める。
記 録 保 管	<ul style="list-style-type: none"> ○ 事実と指導内容のみを記録し、今後の指導に生かしたり、適切に引き継いだりする。(対応の記録の累積、いじめアンケートの5年間保管)

<いじめが起きたときの対応フロー図>



9 重大事態への対処

(1) 調査を要する重大事態について

- いじめにより当該学校に在籍する生徒等の生命、心身又は財産に重大な被害を生じた疑いがあると認めるとき
 - ① 生徒が自殺を企図した場合
 - ② 身体に重大な傷害を負った場合
 - ③ 金品等に重大な被害を被った場合
 - ④ 精神疾患を発症した場合
- いじめにより当該学校に在籍する生徒等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされて

いる疑いがあると認めるとき

※ 欠席日数が年間30日であることを目安にしているが、一定期間、連続して欠席しているような場合には、上記の目安にもかかわらず、学校の設置者又は学校の判断により、迅速に調査に着手する。

- 生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき

(2) 重大事態の対応について

- ① 調査組織を設置する。
 - ② 調査組織で、事実関係を明確にする調査実施する。
 - ③ いじめを受けた生徒及び保護者に対して情報を適切に提供する。
 - ④ 調査結果を報告する。(学校が調査する場合→市教委。市教委が調査する場合→市長等)
 - ⑤ 調査結果を踏まえた必要な措置をとる。
- ※ 教育委員会が重大事態の調査の主体を判断する。

10 年間計画

	月別の取り組み	年間を通した取り組み
4	○ 第1回生徒指導全体会 ○ 長期休業の指導と気になる生徒への連絡 ○ 相談体制の整備	<ul style="list-style-type: none"> ○ 健康観察、休み時間、授業、給食時、部活動等における生徒の様子を観察する。 ○ 管理職による校舎内巡視を行う。 ○ 「いじめアンケート」を毎月(25日頃)、生徒に実施する。 ○ 「いじめアンケート」を隔月で保護者に実施する。 ○ スクールカウンセラーとの情報交換を図る。 ○ 生徒指導全体会や特別支援教育全体会、職員会議、職員打合せ、校務運営委員会において特別な支援を要する生徒、気になる生徒等の情報交換を行う。 ○ 道徳、特別活動を通して規範意識や集団の在り方等についての学習を深める。考え、自ら活動できる集団づくりに努める。生徒会によるいじめ撲滅運動が推進できるように支援する。 ○ 教職員の言動でいじめを誘発・助長・黙認することがないように細心の注意を払う。 ○ インターネット、携帯電話を通じて行われるいじめを防止するためにインターネットやSNSに関する指導の充実を図るとともに必要な啓発活動を行う。 ○ 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
5	○ 第1回学校評議員会・いじめ問題対策連絡協議会の実施 ○ 第1回 hy-QU 検査の実施 ○ メディアアンケートの実施	
6	○ 第1回 hy-QU 検査の分析 ○ 第2回生徒指導全体会 (hy-QU の分析の仕方)	
7	○ 長期休業の指導と気になる生徒への連絡 ○ 第1回生徒指導訪問	
8	○ 教育相談	
9	○ 第3回生徒指導全体会 (いじめに関する研修)	
10	○ 第2回 hy-QU 検査の実施	
11	○ 第2回 hy-QU 検査の分析 ○ 第2回生徒指導訪問	
12	○ 第2回学校評議員会・いじめ問題対策連絡協議会の開催 ○ 三者面談 ○ 長期休業の指導と気になる生徒への連絡	
1	○ 第4回生徒指導全体会 (不登校に関する研修)	
2	○ 第3回学校評議員会・いじめ問題対策連絡協議会の開催	
3	○ 長期休業の指導と気になる生徒への連絡	

11 評価と改善

- いじめアンケート (生徒, 保護者)
- 学期ごとの教職員の自己評価
- 学校評価アンケート (生徒, 保護者, 教職員)
- 学校評議員による学校関係者評価

II 南相馬市立原町第三中学校いじめ問題対策連絡協議会

いじめ防止体制を整備し、いじめ未然防止と早期解消に実効的に取り組むために「いじめ問題対策連絡協議会」を設置する。委員は次のとおりとし、年3回定期協議会を開催し、いじめの実態把握と対応方針等について協議する。

ただし、重大事態等が発生した場合には、臨時いじめ問題対策連絡協議会を開催し、いじめの解消について協議する。

(令和元年度)

構成機関等	職名等
行政区長会	学校評議員
臨床心理士	スクールカウンセラー
南相馬市民生委員児童委員連絡協議会	主任児童委員
父母と教師の会	P T A会長
校 内	校 長
〃	教 頭
〃	生徒指導主事
〃	養護教諭

III 関係機関

- 福島地方法務局相馬支局 (☎ 36-3413)
 - ・不当な差別情報等に関する人権相談
 - ・インターネット・携帯電話によるいじめの解決(削除の申し出, 発信者情報の開示請求)
- 南相馬警察生活安全課 (☎ 22-2191)
 - ・少年補導 ・声かけ事案 ・街頭補導 ・防犯教室
- 南相馬地区学校警察連絡協議会(事務局 原町一小 ☎ 22-5166)
 - ・少年補導 ・街頭補導等
- 福島県浜児童相談所南相馬相談室 (☎ 26-1135)
 - ・児童虐待相談 ・発達障がい相談 ・非行相談 ・しつけ相談
- 福島県教育庁相双教育事務所 (☎ 26-1317)
 - ・県緊急スクールカウンセラー等派遣事業
 - ・スクールソーシャルワーカーの派遣
- 福島県精神保健福祉協会「ふくしま心のケアセンター」(原町保健センター内 ☎ 080-1662-3274)
 - ・引きこもり ・不登校 ・精神疾患の疑い
- 主任児童委員(児童委員)(南相馬市社会福祉協議会 ☎ 24-3415)
 - ・家庭環境等の把握(母子家庭, 児童虐待, 不登校, 非行等)
- 南相馬市適応指導教室(やすらぎ広場 ☎ 24-1500, さくら教室・紅梅教室 ☎ 46-1420)
 - ・学校生活や家庭生活などの悩みや心配ごとについての来所相談・電話相談
 - ・不登校(傾向)児童生徒の生活・学習改善に向けた指導・助言
 - ・臨床心理士による「心のケア相談会」(年10回)
- 家庭児童相談室(南相馬市役所男女共同こども課)(☎ 23-7464)
 - ・子どもの家庭における適正な養育や児童福祉に関する相談
 - ・発達障がいに関する相談
- 学校教育支援センター (☎ 24-1500)
 - ・生徒指導研修会
- 子育て支援センター (☎ 24-4558)
 - ・就学前の幼児を対象に, 子育てに関する相談
- ホットラインセンター(財団法人インターネット協会 FAX 03-6435-6695)
 - ・違法, 有害情報の通報窓口
 - ・プロバイダや電子掲示板の管理者に対する削除依頼, 関係機関への情報提供
- 違法・有害情報相談センター(社団法人テレコムサービス協会 ☎ 03-5644-7500)
 - ・学校関係者などを対象に, インターネット環境における違法・有害情報, 安心・安全にかかわる無料相談, 違法・有害情報の削除依頼